

企年連発第425号  
平成19年12月27日



厚生労働大臣  
舩添要一 殿

企業年金連合会  
理事長 加藤 丈夫

事業の実施状況に関する報告について

平成19年9月11日付で厚生年金保険法第178条第1項の規定に基づき報告を求められた、受給開始年齢以後裁定を行っていない者の状況等、企業年金連合会として講じた措置及び当該措置の実施状況について、別添のとおりご報告申し上げます。

## 未請求対策の実施状況報告書

- 企業年金連合会(以下「連合会」という。)の年金の受給資格を有しながら裁定を行っていない者(以下「未請求者」という。)が、平成 19 年 3 月末時点で 124 万人いることが判明した。
- このため、連合会では平成 19 年 7 月 26 日に、理事長を本部長とする対策本部を設置し、未請求者解消のため新聞、ラジオ、テレビ等を通じた広報、専用フリーダイヤルの設置など相談体制の充実、裁定請求書の再送付などの緊急対策を講じた。この結果、11 月末現在で、約 13 万人の未請求者が解消された。
- また、平成 19 年 10 月 3 日外部有識者からなる「企業年金連合会業務改革委員会」を設置した。同委員会はこれまでの連合会の事業運営の評価、当面の未請求対策及び恒久的対策について検討を行い、12 月 27 日に答申書を取りまとめた。今後、連合会ではこの答申書に基づき未請求者解消のため全力で取り組むこととしている。

### I 未請求者の状況

#### 1. 平成 19 年 3 月末時点の未請求者の状況

##### (1) 平成 19 年 3 月末時点の未請求者

平成 19 年 3 月末時点で裁定請求を行っていない者	1,241,801 人 ( 1,477,345 件 )
-----------------------------	--------------------------------

##### (2) 今回の対策により未請求者でなくなった者

平成 19 年 11 月までに裁定された者	128,599 人 ( 150,515 件 )
平成 19 年 11 月までに死亡の連絡があった者	1,072 人 ( 1,250 件 )
平成 19 年 11 月までに再加入・中脱取消、解散前死亡等により、連合会年金の支給対象外となった者	246 人 ( 274 件 )
平成 19 年 11 月までに裁定年齢に達していないこと(60 歳未満であること)が判明し、未請求者ではなくなった者	12 人 ( 14 件 )
合計	129,929 人 ( 152,053 件 )

(注 1) 平成 19 年 3 月末時点の未請求者に係る年金額及びその受給開始年齢からの累積額は次のとおり減少したものと推計される。

年金額            3 月末 480 億円 → 11 月末 390 億円 (△ 90 億円)

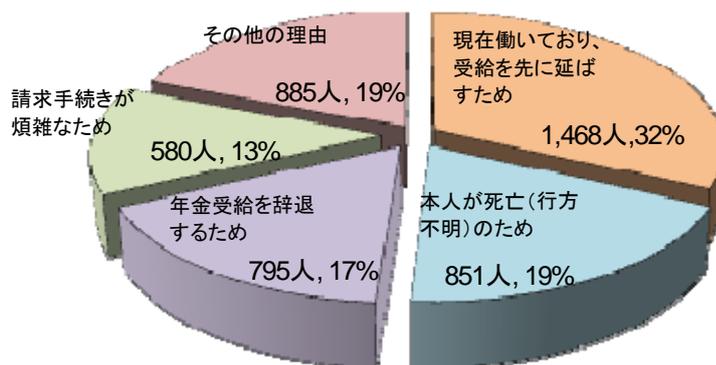
年金の累積額 3 月末 1,544 億円 → 11 月末 1,364 億円 (△180 億円)

(注 2) 平成 19 年 3 月末時点で住所情報がない者 65.8 万人 (78.9 万件) は、平成 19 年 11 月末時点で 2.4 万人 (2.9 万件) 減少している。

(注 3) 人数は、中途脱退者について受給者 1 人が平均 1.2 件の記録を保有しているため、記録の総件数を 1.2 で除して推計しており、解散基金加入員について受給者 1 人が平均 1.01 件の記録を保有しているため、記録の総件数を 1.01 で除して推計している。

## 2. 未請求の理由（アンケート調査結果）

○以前裁定請求書を送ったが請求を行っていない者に裁定請求書の再送付をした際に、請求を行わない理由の回答を求めた（10月～11月に64,689人に送付し、平成19年12月10日時点、4,557人から回答）。



\*その他の理由で主なもの

1. 加入期間が短い（年金が少額）ため	228人
2. 遺族年金・障害年金を受給しているため	86人
3. 加入員証等を紛失してしまったため	77人
4. 請求するのを忘れていたため	58人
5. 既に請求の手続を済ませたため	50人

（注）未請求者のうち、中途脱退者の平均年金額は1件当たり約1.9万円である。

## II 未請求者解消のため緊急対策として講じた措置

平成19年9月より、未請求者の解消のために、広報の徹底、相談体制の充実、裁定請求書の再送付、「承継通知書」へのパンフレット同封、市町村への住民票照会のサンプル調査などの緊急対策を講じた。

\*平成19年9月～22年3月までに、緊急対策に要する費用（見込み）  
18億5,100万円（うち平成19年度に要する費用11億8,800万円）

### 1. 広報の徹底

裁定請求を行っていない者が、連合会年金の請求手続きをとるよう新聞広告、ポスター等を通じて呼びかけた。

#### ○新聞

掲載日	新聞社名
9月8日～9月13日	全国紙5紙（朝日、読売、毎日、日経、産経）、 中日（東京）
9月19日・9月20日	地方紙（北海道、河北新報、京都、神戸、中 国、西日本）
10月2日～10月8日	全国紙5紙、中日（東京）

#### ○ポスター

配布日	場所
10月5日	連合会会員（1,472会員・各1部）
10月6日	各市町村（2,008箇所・各1部）
10月17日	全国労働金庫協会（650支店・各1部）
10月17日	野村証券（130支店・180部）
10月24日	全国信用金庫協会（7,726支店・各1部）
11月2日	各社会保険事務所（大都市114箇所・各2部） 各年金相談センター（大都市28箇所・各2部）
11月12日	ゆうちょ銀行（233支店・各2部）
11月27日	連合会会員 随時（11会員・1,595部）
11月27日	全国銀行協会正会員（29行・3,620部）
配布部数合計	18,694部

#### ○チラシ

配布日	場所
9月13日	各社会保険事務所（309箇所） 各年金相談センター（54箇所） （大都市：各500部 その他：各300部）
10月17日	全国労働金庫協会（650支店・各30部）
10月17日	野村証券（130支店・6,500部）

10月24日	全国信用金庫協会（7,726支店・各30部）
11月2日	各社会保険事務所（大都市114箇所・各500部） 各年金相談センター（大都市28箇所・各500部）
11月8日	連合会会員（1,472会員・各1部）
11月27日	連合会会員 随時（75会員・35,725部）
11月27日	全国銀行協会正会員（29行・99,430部）
配布部数合計	603,239部

○ラジオCM

放送日	概要
10月1日～1ヶ月間（月～金）	ニッポン放送（全国35局） ・CM時間：20秒 ・時間帯：午前7時台～8時台

○ビジネス誌への記事広告掲載

掲載日	掲載誌
11月19日（11月24日号）	「週刊東洋経済」 記事タイアップ広告4頁 抜き刷り2,000部

○テレビCM

放映日	概要
11月21日・22日・28日・29日 12月5日・12日・19日・26日	日本テレビ（全国28局ネット） ・番組：ズームイン！SUPER ・CM時間：30秒 ・時間帯：午前6時30分～8時

○今後もより有効な広告媒体の調査や業務改革委員会における提言も踏まえ、効果的かつ効率的な広報を継続する。

## 2. 相談体制の充実

電話相談や文書相談体制を強化した。

○専用フリーダイヤルの設置

専用フリーダイヤルを9月6日に25人体制で設置し、その後、10月2日より200人体制に充実した。

（注）問い合わせの減少により、11月1日より100人体制に減少した。

○文書相談体制 芝郵便局留で受付

文書受付・審査等バックオフィス業務を9月6日より34人体制で開始し、その後、9月18日より38人とした。

（注）件数の減少により、11月1日より22人体制に減少した。

○既存のコールセンター、連合会での来訪相談体制充実

既存のコールセンターを9月6日より、33名から50名に強化した。

来訪相談体制を9月6日より、2名から4名に強化した。

《相談実績》（平成19年12月16日現在）

○電話応答件数	119,602件
○文書受付件数	11,204件
○裁定請求書送付件数	24,646件
○住所変更件数	10,107件

- 専用のフリーダイヤルについては、当初12月末まで開設する予定であったが、11月から12月にかけてテレビコマーシャルを実施していることから、20年3月末まで延長する。なお、3月からは、既存のコールセンターの体制を強化することとしている。
- 文書相談については、未請求に関する郵便物と他の郵便物と区別するために設けた「芝郵便局留」宛を20年3月末まで継続する。

### 3. 裁定請求書の再送付

住所を把握している者で年金の請求を行っていない者に請求手続きを行うよう通知した。

- 60歳以上の者で住所を把握し、以前裁定請求書を送ったが年金請求を行っていない者に再度請求を行うよう、平成19年10月より裁定請求書の再送付を開始した（調査票を同封し、請求を行わない理由の回答も求めた）。再送付の状況は以下のとおりである。なお、平成20年3月までに対象者全員に再送付する。

送付日	送付人数
10月31日	29,838人
11月20日	34,851人
12月14日	28,145人

- 年金裁定請求書の再送付に同封したアンケート調査票について、平成20年4月から5月までに集計・分析を行い、その結果を今後の未請求対策の一助とする。
- 再度送付したが未到達・返戻されたものについては、社会保険庁の有する住所情報の提供を受けるなどの方法により送付する等裁定請求の勧奨に努める。

#### 4. 中途脱退者等の「承継通知書」へのパンフレットの同封

現在のはがきで行っている中途脱退者等への「承継通知書」を封書に改め、パンフレットを封入して請求の手続きや住所・氏名変更届の徹底を行った。

- 現在、はがきで中途脱退者等へ送付している「承継通知書」を封書に改め、パンフレット（小冊子）を封入して年金の請求手続きや住所・氏名変更届の徹底を図ることとした。（平成19年12月18日送付分より）。

#### 5. 旧居住地市町村に対する住民票による照会（サンプル調査）

新たに連合会に移換された者のうち、転居等により住所が不明となった者について、市町村に住民票の交付を求める等の方法により住所の把握を行う。

- 承継通知書が未着・返戻となった者について、市町村に照会し、転居先の住所を把握する実施方法や効果の確認のためのサンプル調査を実施する。
- 10月9日に、東京都日野市にサンプル調査協力を依頼し、10月12日に、日野市より無料で住所情報の提供を受けることのできることを了承を得た。11月28日に、サンプル調査として50人分の日野市に照会した。
- 平成20年1月から3月にかけて、大都市圏から地方を含めて選定した市町村を対象として同様の調査を実施する。
- 平成20年度以降は、サンプル調査の結果を踏まえ、システム開発、事務処理のあり方や市町村への依頼方法等の本格実施に向けた検討を行う。

#### 6. 業務改革委員会の設置

未請求者の緊急対策及び年金の確実な支給対策等の提言のため、業務改革委員会を設置。

- 未請求者の解消対策を含め、連合会の業務のあり方について提言していただくため、理事長の諮問機関として、業務改革委員会を設置。12月27日に答申書を取りまとめ、今後その提言内容の実施に努めていく。

#### [答申書の概要]

- ・連合会が正確な記録の管理に努めてきたこと、大きな事務処理のミスや不祥事もないこと等は評価できる。しかし、情報提供や住所・氏名の変更の把握、システム改善などのサービスが不十分。
- ・124万人の未請求者が存在することは、十分な対策を講じてこなかった責任があると言わざるを得ない。
- ・当面の未請求対策として、広報の徹底、相談体制の充実、裁定請求書再送付、ホームページを通じた受給資格の確認や届出の実現、中途脱退者への情報提供(例 55歳時点)、等の対策を実施すべき。

- ・未請求者の解消にとって住所情報の把握が最重要の課題。このため、社会保険庁の住所情報提供の入手、住民基本台帳ネットワーク情報との連携が不可欠。その他、社会保険庁との連携、システムの改善が必要。
- ・連合会のあり方としては、評議員会・理事会の機能強化、具体的目標を定めた中長期計画の策定・実施などが必要。
- ・連合会の年金は請求主義で運営することが今後とも基本となるが、請求権を行使しやすいサービスの充実を図り、「アクティブな請求主義」に改革すべき。
- ・その他、手続の簡略化や制度の誤解を解く努力が必要。連合会は従来より年金給付の消滅時効を援用していないが、当面維持することが適当。

### Ⅲ 今後の年金の確実な支給に向けた取り組み

- Iで述べたとおり、平成19年11月末時点で未請求者の解消は約13万人にとどまっている。今後、年金の確実な支給に向けて次のような恒久的措置を講じることとしている。特に、住所情報の把握が鍵となるため、社会保険庁の保有する住所情報の提供をお願いしたい。

#### 1. 中途脱退者等の「承継通知書」の改善

承継通知書の様式の変更と住所・氏名変更届の添付。

- 平成20年度においては更に内容を充実したものとするため、承継通知書の様式をはがきからA4版帳票に改め、住所・氏名変更届の必要性を明記するとともに、パンフレットに住所・氏名変更届書を添付する。

#### 2. 連合会ホームページの改善

連合会ホームページから自分が中途脱退者であるかどうかの確認や住所変更の連絡が可能となるようシステムを構築する。

- 現在システム開発の基本計画を検討中。平成20年9月までに開発する予定。
- インターネットで氏名、基礎年金番号等を入力すれば、中途脱退者であるかどうかを確認できる仕組みを検討する。
- 住所変更届出の受付を、インターネットを通じて可能となるよう検討する。

#### 3. 中途脱退者等に対する記録の提供

中途脱退者等に対し、老後の生活設計について検討を始める時期（例えば55歳到達時）に管理している年金記録を通知する。

- 平成21年度目途に、老後の生活設計について検討を始める時期（例えば55歳時又は58歳時）に承継した記録の内容（氏名、加入基金名、基礎年金番号、加入期間、将来の予定年金額、支給開始年月）と請求手続きを通知する。
- この実施に向けて、その具体的な内容、事務処理手順を検討し、平成20年度中にシステム開発を行う。

#### 4. 国の記録と突き合わせる場合の条件の緩和

新規裁定原簿との突き合せ基準を緩和することについて検討する。

- 現行の新規裁定原簿の突き合せ基準（基礎年金番号、氏名、生年月日、性別の完全一致）を緩和した場合、例えば、基礎年金番号と姓名の名の一致、あるいは基礎年金番号と生年月日の一致とする基準に変更した場合の事務処理方法等について検討を行い、平成20年度に向けて実施する予定。

#### 5. 社会保険庁からの住所情報の提供等

- ① 中途脱退者等が住所を届け出る仕組みとすることを国に対し求める。
- ② 社会保険庁の有する住所情報の提供を求める。
- ③ 平成23年度に社会保険庁のシステムと住民基本台帳ネットワークが連携した際には、その情報の提供を求めていく。

- 厚生労働省、社会保険庁に次の事項を要望している。
  - ・ 中途脱退者等が住所変更時に連合会に新住所の届出を行う仕組みの制度化。
  - ・ 社会保険庁が管理している厚生年金被保険者の住所情報を早期に連合会及び厚生年金基金に提供すること。
- 平成20年度に社会保険庁の住所情報の提供を受けた際に必要となる管理システム、基金への住所情報提供システムの開発を行う。
- 平成23年度に社会保険庁のシステムと住民基本台帳ネットワークが連携した際には、連合会においても必要な対応を行う。